

区政のここが聞きたい

一般質問と答弁 要旨

●詳細は、目黒区議会会議録または区議会ホームページの会議録検索をご覧ください。

民泊に対する区の考えは？
財務諸表を区政に生かせ！

自由民主党目黒区議団 橋本 欣一 議員

<公会計制度導入について>

(1)目黒区の財務諸表の作成について、これまでの取り組みと経過について伺う。(2)今回、国が示す「統一的な基準」に基づいて財務諸表を整備するが、自治体間で様々な比較をすることができると承知しているが、今後これらの財務諸表を、目黒区としてどのように活用して行くのか、展望を伺う。

区長 (1)国からの通知の内容等を踏まえて、大きく3つの段階で進んでいる。第一段階が貸借対照表と行政コスト計算書の作成。第二段階が総務省方式改定モデルで財務4表の作成。現在、第三段階で新しい統一基準で財務4表を作成中である。(2)作成基準の変更に伴い、固定資産の評価の仕方が変わる等のほか、自治体間の比較をしていくことが可能になること、及び事業別や施設別のコスト分析等様々な形で活用を検討していくことが可能となる。(3)行政評価への活用や他団体との

比較など、先進自治体の事例等を参考にしながら、目黒にふさわしい活用方策を検討していく。

<民泊について>

(1)区内でもいくつかの民泊施設をマッチングサイトで見つけることができる。これらの施設において、これまでどのようなトラブルが起きているのか。さらに、今後想定される課題を伺う。(2)民泊の先行自治体から、どのような情報収集を行っているのか、伺う。(3)民泊に対する、目黒区の今後の姿勢を伺う。

区長 (1)今まで大きなトラブルはないが、防犯への不安等の問い合わせは増加している。今後想定される課題は、施設と近隣住民間で発生するトラブル対応、都から権限委譲される事務への対応、宿泊事業の期間制限などである。(2)都と特別区との検討会議が開催され、先行自治体や各区の状況につい

て情報共有、意見交換を行っている。また、特別区の部長会等でも随時意見交換を行っている。(3)都や他区とも連携しながら、さらにスピード感を持って民泊の諸課題に対する具体的な検討を進めるとともに、制度の周知等にも努めていく。

<個人情報保護法改正について>

個人情報保護法が改正された。目黒区から区内団体に対し、法改正があったことや改正点及び新たな課題への対応について、お知らせや啓蒙が必要だ。どのように考えるか。

区長 法改正により全事業者に個人情報保護法が適用される。区内の団体やこれまでの個人情報保護法にあまりなじみのなかった方からお尋ねがあった際に資料を紹介するなど、必要な情報へのアクセスや入手が適切に行われるよう取り組んでいく。

目黒区内に設置すべきである。

区長 (1)「めぐろ芸術文化振興プラン」を踏まえ、障害をもつ人の芸術文化活動の支援について、関係部局が目黒区美術館を運営する公益財団法人目黒区芸術文化振興財団と連携を図りながら進めていく。(2)福祉施設等における障害者の文化芸術活動の状況を把握した上で関係部局が、展覧会等の開催が可能かどうか、目黒区芸術文化振興財団と連携しながら検討していく。

<障がい者アート(パラアート)について>

(1)東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、「障がい者アート(パラアート)」等の障がい者の芸術文化活動の推進をどう考えているか伺う。(2)障がい者福祉施設の作品を一堂に会した展覧会やワークショップを開催し、

障がい者の生きがいとなるように、障がい者アートを推進すべきである。

区長 (1)「めぐろ芸術文化振興プラン」を踏まえ、障害をもつ人の芸術文化活動の支援について、関係部局が目黒区美術館を運営する公益財団法人目黒区芸術文化振興財団と連携を図りながら進めていく。(2)福祉施設等における障害者の文化芸術活動の状況を把握した上で関係部局が、展覧会等の開催が可能かどうか、目黒区芸術文化振興財団と連携しながら検討していく。

【用語解説】

※1 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。
※2 医療的ケア児：日常生活を営むために「たんの吸引」や「経管栄養」などが必要な子供たち。

減らされている中で高い保険料は高齢者の暮らしを脅かし滞納者を増やしている。保険料の改定にあたり基金を活用し引き下げよ。(4)軽度者の重度化を防ぐために家に引きこもりがちな軽度者の外出を援助する区独自のヘルパー派遣をせよ。(5)福祉施設で働く人に対する家賃補助をせよ。(6)地域ケアの重要な役割を担う包括支援センターの職員を増員せよ。住民に寄り添いきめ細かな対応をするために5力所の包括支援センターでは不十分。支所(ランチ)を設置せよ。

区長 (1)今回の改正は、介護保険制度とそれに基づくサービスを維持し、安定的に供給するために必要であり、改正法の実施をやめるよう国に対して声を上げることは考えていない。(2)高齢者及び介護事業者の実情や意向を把握し、第7期介護保険事業計画策定の資料とするため、28年度に実態調査を実施しているの、改めて調査を行う考えはない。(3)介護保険給付準備基金の活用も含め、総合的な観点に立ち次期計画を策定し、その中で適切な保険料を検討していく。(4)高齢者の外出支援

オープンデータで、
新たな協働のステージへ！

民進党目黒区議団 西崎 つばさ 議員

<官民データ活用推進基本法>

(1)これまでの取り組みは。(2)現行の情報化推進計画の見直しも視野に、独自の官民データ活用推進計画の策定を検討しては。

区長 (1)平成28年度からの5か年計画である目黒区情報化推進計画を策定し、施策を推進しているところであり、基本理念の1つに「ICTを活用した区民サービスの向上」を掲げている。(2)計画に記載の事業は、おおむね官民データ活用推進基本法の目的にかなっているものと考えている。今後も、国や都の動向を注意深く見守りながら、この計画に掲げられた施策を着

実に推進し、区民サービスの向上と区の業務の簡素化・効率化に努めていく。

<オープンデータ※(1)>

(1)進捗状況は。(2)10月にも国が示す「推奨データセット」については、遅くとも年度内には公開できる対応を。(3)これまで以上に積極的な協働を進めるのか。アイデアソン(※2)等、区から働きかける取り組みも必要では。(4)オープンデータ・バイ・デザイン(※3)の考え方を全庁で共有すべきでは。

区長 (1)目黒区情報化推進計画にオープンデータの推進を掲げ、平成32年度までに検討・導入準備・実施を行うことにしている。庁内に「オープンデータ推進



憲法「政教分離」違反 校長交際費を神社仏閣に支出裁判

未来倶楽部77 須藤 甚一郎 議員

青木英二区長は区立小学校の累計29名の校長交際費が、違憲・違法に神社仏閣に支出されても中止せず。平成23～28年の6年間で目黒区に合計約49万円の損害発生。校長の支出を教育部門職員が、返納しても自主返納とはいえないのは当然だ。今年6月、私は責任あ

る青木区長、尾崎教育長、横田代表監査委員に損害賠償請求の住民監査請求を起した。が、横田代表監査委員(給与月額63万)、外部監査委員(月31余万)、議員選出の2名(月19万余)ら4名は、地方自治法のイロハもわからないのか監査せず監査請求を違法に却下。今年



安心・安全で健康に住み続けられる目黒区の未来へ

自由民主党目黒区議団 そうだ 次郎 議員

<老老介護と認知介護>

(1)誰もが当事者として関わる可能性がある課題である。平均寿命が延びるにつれて、深刻になるのが高齢者同士による「老老介護」と認知症の要介護者を認知症の介護者が介護する「認知介護」である。区として状況認識、対策について問う。(2)様々な仕組みが的確に迅速に機能するための仕組み作り、早期発見・早期対応を図る仕組みづくりが必要となる。多くの所管が関係している大きな課題であり、今こそ区長のリーダーシップが必要とされると考える。より一層連携を密にしてスピード感をもって進められる仕組みづくりが必要と考える。区としての認識を問う。

<就学援助の拡充を>

就学援助は経済的に困難な家庭に対し入学準備金など経済的支援を行う制度。しかし入学準備金は入学後に支給されるため保護者は困っている。他区で実施している入学準備金の前倒しを実施せよ。**教育長** 認定状況に変化が生じた場合、後に清算をどのように行う等の課題がある。今後も各区の実施状況や検討状況等について、引き続き解決すべき課題にかかわる調査・研究を進めていく。

検討会」を設置し、「推進指針」及び「利用規約」を検討するとともに、公開するデータの精査を行っている。(2)自治体が最低限公開することが望ましいデータの種類と形式については、国が標準的な例を提示する予定である。オープンデータについては、年度内に公表できるように努力していきたい。(3)地域の課題を解決するためには住民や民間企業と連携して取り組み視点が必要である。区民の皆さんの提案や考え方を拝聴することも大事だと思っている。(4)中長期的には行政事務の効率化につながることも少なくない点を踏まえ、区としてオープンデータを推進する必要があると考えている。このため、引き続き検討を行い、全庁的に取り組んでいく。

<住宅宿泊事業法(民泊新法)>

民泊を開始するための相談も多いが、苦情も多い。条例による制限といった政策判断にあたっては、事前に区民の意向を調査することが必要では。

区長 法律を運用していく上での条件

が明確でない中であって、現時点で、区民の意向を調査する状況ではない。民泊事業者や住宅所有者が区民とは限らないため、区単独で意向を調査することは難しいと認識している。国における政省令のガイドラインが早期に公表されることが重要であるが、都の住宅宿泊事業対策本部や他区の動向の把握に努めるとともに、法律の施行にあたって、目黒区の良好な住環境が維持できるよう、課題抽出や対応策の検討などを進め、引き続き区民生活の安全・安心を確保していく。

【用語解説】

※1 オープンデータ：情報が、国民や企業等が利活用しやすいように、機械読込に適した形式で、2次利用可能なルールの下で公開されていくこと。
※2 アイデアソン：地域課題を解決するためのアイデアを参加者が議論するイベント。
※3 オープンデータ・バイ・デザイン：行政が保有するデータについて、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

7月、私が原告で青木区長を被告にして東京地裁に住民訴訟を提起。直ちに受理され9月15日第1回口頭弁論。青木区長に聞く。(1)地方自治法も理解せず監査請求を違法に却下した監査委員らをどう思うか。(2)憲法20条、89条で定める「政教分離の原則」を知っているのか。

区長 (1)監査委員は、地方自治法において執行機関として置くことが定められている。また地方自治法の規定による場合を除き、その意に反して、免職されることがない。このように監査委員は、地方公共団体における独立した執行機関の立場として位置づけられたう

えで職務を執行しているもので、区長としてお尋ねの点については申し上げる立場にない。(2)憲法の該当条文の内容としては、国が特定の宗教団体に特権を付与することであったり、宗教団体すべてに対し他の団体と区別して特権を与えることを禁止するとともに、宗教団体が政治上の権力を行使することを禁止している。また、国及びその機関が、宗教の布教、行事などといった宗教的活動をすることの禁止が定められている。6年間も校長交際費が神社仏閣等に支払われてきたことと、その違法性については、現在係争中の案件であるので、答弁は差し控える。

<駅周辺の街づくり>

駅を中心とした地域特性にあった魅力ある駅及び駅前広場等の持続可能な街づくりや交通結節点としての再整備、駅周辺も含めて一体的・総合的な整備を地域と行政が一体となって取り組む必要がある。区の間連計画などを作成する上でしっかりと地域と連携して、英知をしぼり財政的にも区だけではなく、国や都の様々な制度などを活用し地域特性を活かした街づくりの取り組みについて問う。

区長 (1)本年1月に、国道、都道の管理者や所管警察署及び庁内関係課で構成する検討会を立ち上げた。今後、学識経験者や区民からも意見を聴きながら、今年度内には自転車走行環境の整備計画を策定していく。(2)自転車ナビマークや自転車ナビラインの設置は、自転車走行環境の整備計画を策定していく中で、(国、都、警視庁と協議等、連携を図りながら、考え方をまとめていく。

<自転車走行環境整備>

(1)自転車活用推進法施行後、目黒区の自転車走行環境整備に関する計画策定の状況について問う。(2)オリパラに向けた観光客の交通手段として注目される自転車の専用道路・専用通行帯等の整備、シェアサイクル施設の整備等と自転車の絡む交通事故を無くすため、交通管理者でもある警視庁と連携した「自転車ナビマーク」・「自転車ナビライン」の拡大について問う。

区長 (1)本年1月に、国道、都道の管理者や所管警察署及び庁内関係課で構成する検討会を立ち上げた。今後、学識経験者や区民からも意見を聴きながら、今年度内には自転車走行環境の整備計画を策定していく。(2)自転車ナビマークや自転車ナビラインの設置は、自転車走行環境の整備計画を策定していく中で、(国、都、警視庁と協議等、連携を図りながら、考え方をまとめていく。

請願・陳情の受付についてお知らせします

請願・陳情は区政に関する事柄等について、区民の皆さんが直接、区議会に要望できる制度です。請願には議員の紹介が必要ですが、目黒区議会では請願と同様に扱います。

受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会で審査するために、事務の手続き上、会期の約1週間前(区役所が休みの日を除く)までに提出していただいています。この締切日は、めぐろ区議会だより・めぐろ区報・目黒区議会ホームページでお知らせしています。

請願・陳情は直接提出していただくこととしています。郵送によるものは原則として審査を行いません。平成29年第4回定例会で新たに請願・陳情の審査を希望される場合は、**11月14日(火)正午まで**に提出してください。

<問い合わせ>区議会事務局議事・調査係 ☎03-5722-9414